

# 島根県産業技術センター共同研究実施要綱

平成 19 年 7 月 20 日

## (趣旨)

第 1 条 この要綱は、島根県産業技術センター（以下「センター」という。）とセンター以外の者とは共同して行う研究（以下「共同研究」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

## (用語の定義)

第 2 条 この要綱において、「知的財産権」とは、共同研究において発生した次に掲げるものをいう。

- (1) 特許法（昭和 34 年法律第 121 号）に規定する特許権（以下「特許権」という。）、実用新案法（昭和 34 年法律第 123 号）に規定する実用新案権（以下「実用新案権」という。）、意匠法（昭和 34 年法律第 125 号）に規定する意匠権（以下「意匠権」という。）、商標法（昭和 34 年法律第 127 号）に規定する商標権（以下「商標権」という。）、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和 60 年法律第 43 号）に規定する回路配置利用権（以下「回路配置利用権」という。）及び種苗法（平成 10 年法律第 83 号）に規定する育成者権（以下「育成者権」という。）並びに外国におけるこれらの権利に相当する権利
  - (2) 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第 3 条第 1 項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び種苗法第 3 条第 1 項に規定する品種登録を受ける権利並びに外国におけるこれらの権利に相当する権利
  - (3) 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）に規定するプログラム及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）の著作権並びに外国におけるこれらの権利に相当する権利
  - (4) 前 3 号に掲げる権利の対象とならない技術情報（実験データ、サンプル等の試料、図面等を含む。）のうち、秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、知事又はセンターの職員と第 4 条の規定により知事（行政権限委任規則により産業技術センター所長に権限委任されている場合にあつては、センターの所長。以下同じ。）と共同研究に関する契約を締結した者（以下「共同研究者」という。）とが協議の上、知事が指定するもの（以下「特定技術情報」という。）
- 2 この要綱において「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、商標権、回路配置利用権及びプログラム等の著作権の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成、特定技術情報を使用する権利の対象となるものについては案出をいう。
- 3 この要綱において「実施等」とは、特許法第 2 条第 3 項、実用新案法第 2 条第 3 項、意匠法第 2 条第 2 項、商標法第 2 条第 3 項、半導体集積回路の回路配置に関する法律第 2 条第 3 項、種苗法第 2 条第 5 項、著作権法第 2 条第 1 項第 15 号及び同項第 19 号に定める行為並びにプログラム等及び特定技術情報の使用をいう。
- 4 この要綱において「通常実施権等」とは、次に掲げるものをいう。
- (1) 特許法第 78 条、実用新案法第 19 条及び意匠法第 28 条に規定する通常実施権並びに商標法第 31 条に規定する通常使用権

- (2) 半導体集積回路の回路配置に関する法律第 17 条に規定する通常利用権
  - (3) 種苗法第 26 条に規定する通常利用権
  - (4) 第 1 項第 2 号に規定する権利の対象となるものについて実施等を行う権利
  - (5) プログラム等に係る著作権について使用を行う権利
  - (6) 特定技術情報について使用を行う権利
  - (7) 外国における前各号の各権利に相当する権利
- 5 この要綱において「独占的通常実施権等」とは、通常実施権等のうち、実施等を許諾する者が第三者には実施等の許諾をせず、実施等の許諾を受けた者が独占的に実施等を行うことができる旨を約した権利をいう。
- 6 この要綱において「専用実施権等」とは、次に掲げるものをいう。
- (1) 特許法第 77 条、実用新案法第 18 条及び意匠法第 27 条に規定する専用実施権並びに商標法第 30 条に規定する専用使用権
  - (2) 半導体集積回路の回路配置に関する法律第 16 条に規定する専用利用権
  - (3) 種苗法第 25 条に規定する専用利用権
  - (4) 知的財産権の対象となるものについての独占的通常実施権等
  - (5) 外国における前各号の各権利に相当する権利

(共同研究の申請等)

第 3 条 知事は、センターと共同研究を行おうとする者から、共同研究申請書（別記様式）を提出させるものとする。ただし、共同研究の実施の可能性を検討するための秘密保持契約を締結したとき、又はセンターが中心となって共同研究を実施するときは、共同研究申請書の提出は、省略することができる。

(共同研究の審査及び契約の締結)

第 4 条 知事は、共同研究を行おうとするときは、次に掲げる事項を審査し、適当と認めるときは、共同研究を行おうとする者と共同研究に関する契約（以下「共同研究契約」という。）を締結するものとする。

- (1) 共同研究を行おうとする内容が、県内における産業技術の向上及び成果の普及に資するものであること。
- (2) 共同研究を行おうとする者が、共同研究を行うために必要な技術的能力及び経済的能力を有していること。

(共同研究契約書)

第 5 条 知事は、前条の規定により共同研究契約を締結しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した共同研究契約書（以下「契約書」という。）を作成するものとする。

- (1) 共同研究の題名
- (2) 共同研究の目的
- (3) 共同研究の内容
- (4) 共同研究の実施場所
- (5) 共同研究の実施期間
- (6) 共同研究の管理及び分担

- (7) 共同研究に参加する職員の職及び氏名
- (8) 共同研究に要する費用の分担
- (9) 共同研究の成果の公表等
- (10) 成果品の帰属
- (11) その他共同研究を行うために必要な事項

2 前項の規定は、共同研究契約を変更しようとする場合に準用する。

(知的財産権の帰属等)

第6条 知的財産権及び発明等の帰属及び持分（以下「知的財産権の帰属等」という。）については、県と共同研究者が双方の貢献度を踏まえて協議した上、知事が決定するものとする。

- 2 県又は共同研究者は、共同研究契約の満了後の知事が別に定める期間において、当該共同研究の成果に関して特許法第72条に規定する改良発明をしたときは、その内容を書面その他の方法で相手方に開示するものとする。
- 3 前項の規定による改良発明の帰属及びその実施等の許諾については、事前に相手方と協議するものとする。

(知的財産権の同意)

第7条 センターの職員が共同研究の結果発明等をした場合で、知事又はセンターの職員がその発明等に係る知的財産権（第2条第1項第1号及び第2号に規定するものに限る。）の出願又は申請（以下「知的財産権の出願等」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、共同研究者の同意を得るものとする。

- 2 共同研究者又は共同研究者に属する職員（以下「共同研究者等」という。）が共同研究の結果発明等をした場合で、共同研究者等が知的財産権の出願等を行おうとするときは、あらかじめ、知事の同意を得るものとする。

(知的財産権の出願等)

第8条 センターの職員及び共同研究者等が共同研究の結果共同して発明等をした場合には、知事又はセンターの職員と共同研究者等とは共同出願契約を締結の上、共同して知的財産権の出願等を行うものとする。

- 2 知事は、センターの設置目的の達成その他県行政の推進等のため必要があると認めるときは、前条第1項及び前項の規定にかかわらず、知的財産権の出願等について、契約書において別段の定めをすることができる。

(知的財産権の管理費用)

第9条 県及び共同研究者は、契約書、覚書等において別段の定めがある場合を除き、知的財産権を共有するときには弁理士費用、出願料、維持費その他管理に要する費用をそれぞれの持分に応じて負担するものとする。

(独占的通常実施権等の実施等の許諾等)

第10条 知事は、知事が指定する者又は共同研究者若しくは共同研究者が指定する者が知的財産権に係る独占的通常実施権等の実施等の許諾の申請をしたときは、知事が別に定める期間、その権利

の実施等の許諾をすることができる。

- 2 知事は、前項の規定により知的財産権に係る独占的通常実施権等の実施等の許諾を受けた者から当該期間の延長の申請があったときは、必要に応じてその期間を延長することができる。

(独占的通常実施権等の実施等の許諾の取消し)

第 11 条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、知的財産権に係る独占的通常実施権等の実施等の許諾を取り消すことができる。

- (1) 独占的通常実施権等の実施等の許諾を受けた者が、その許諾された期間中に正当な理由がなく実施等を行わなかったとき。
- (2) 公共の利益を著しく損なうおそれがあると認められるとき。
- (3) 前条の規定により独占的通常実施権等の実施等の許諾を受けた者が、自ら取消しを希望するとき。

(第三者による実施等)

第 12 条 知事及び共同研究者は、協議の上必要と認めるときは、第三者に通常実施権等、独占的通常実施権等又は専用実施権等の実施等を行わせることができる。

(持分の譲渡等の同意)

第 13 条 知事又は共同研究者は、県及び共同研究者が共有する知的財産権（以下「共有の知的財産権」という。）の各自の持分を譲渡し、それぞれの持分を目的として質権を設定し、専用実施権等を設定し、又は通常実施権等を許諾しようとするときは、事前に相手方の同意を得るものとする。

(知的財産権の放棄)

第 14 条 知事及び共同研究者は、共有の知的財産権を放棄しようとする場合には、放棄する前にその旨を相手方に通知する。

(実施契約)

第 15 条 知事は、知的財産権の実施等が行われるときは、実施等の権利の取扱い、実施料の支払等を定めた実施契約を共同研究者と締結するものとする。

(著作者人格権)

第 16 条 知事及び共同研究者は、共同研究において共有するプログラム等が得られたときは、これを創作した者に対して、著作権法第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項及び第 20 条第 1 項に規定する著作者人格権を行使しないように必要な措置を講ずることができる。

(秘密の保持)

第 17 条 知事又は共同研究者は、共同研究において知り得た一切の情報を契約書で定める期間、秘密として扱い、相手方の書面による事前の同意なしに第三者に開示してはならない。ただし、この情報が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、この限りでない。

- (1) 既に公知の情報
- (2) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報

- (3) 相手方から情報を入手した時点で既に保有していた情報
- (4) 相手方から知り得た情報によらないで独自に創出又は発見したことが書面により立証できる情報
- (5) 法令等に別段の定めがある情報

(成果報告書の提出)

第 18 条 センターの所長は、センターの研究のために必要と認めるときは、共同研究者に対し研究成果を文書で報告させることができる。

(成果の公表)

第 19 条 センターの所長は、共同研究の終了後に研究成果を公表するものとする。ただし、発明等の出願又は申請に支障があるとセンターの所長が認めるときは、出願又は申請後に公表するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、その公表が共同研究者の業務に支障があるとセンターの所長が認めるときは、公表しないものとする。

(相手方施設等における研究)

第 20 条 知事又は共同研究者は、相手方の同意を得て、センターの職員、共同研究者等又は研究を支援する者を相手方施設等において共同研究に従事させることができる。

(適用除外)

第 21 条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱の一部を共同研究又は共同研究者等に対して適用しないことができる。

- (1) 共同研究が国、独立行政法人又は地方公共団体との共同研究である場合
- (2) 契約の相手方の定めに従って共同研究を行わなければ当該研究の目的を達成することができないと認められる場合

(雑則)

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、共同研究の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、島根県産業技術センター共同研究実施要綱（昭和 63 年島根県告示第 470 号）を廃止する告示の日（平成 19 年 7 月 20 日）から施行する。
- 2 この要綱の施行日前に締結された契約については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 6 月 25 日から施行する。

別記様式（第3条関係）

共同研究申請書

年 月 日

島根県知事（行政権限委任規則により権限委任されている場合にあつては、島根県産業技術センター所長）様

住所（法人にあつては事務所の所在地）

ふりがな

申請者 氏名（法人にあつてはその名称及び代表者の氏名） ㊞

電話 （ ）

島根県産業技術センター共同研究実施要綱第3条の規定により、下記のとおり共同研究を実施したいので申請します。

記

- 1 共同研究の題名
- 2 共同研究の目的
- 3 共同研究の内容
- 4 申請の理由
- 5 共同研究の実施場所
- 6 共同研究の実施期間についての希望
- 7 共同研究に参加する職員の職及び氏名
- 8 共同研究に要する費用の分担についての希望
- 9 共同研究の分担及び技術知識の提供についての希望
- 10 知的財産権の実施等についての希望
- 11 共同研究の成果の公表の方法及び時期についての希望
- 12 共同研究の成果品の帰属についての希望